

新型コロナウイルス支援制度ガイドブック

飯 山 市

第7版 令和4年2月22日

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大の防止対策として、外出自粛や施設の使用停止（休業）を求めるとともに、3つの密をさけること等を要請してきました。

このような中、収入の減少等の影響が出てきており、新型コロナウイルス感染症対策として収入減少対策、経済対策等の様々な対策がとられてきております。

本ガイドブックにおきましては、それら国、県、市等における支援制度をまとめたものとなっておりますのでご活用ください。

改定履歴

日付	改定内容
令和2年4月28日	初版発行
令和2年5月11日	第2版発行 P 1：特別定額給付金（申請方法、予定日を追記） P 2：持続化給付金（詳細確定により追記） P 6：後期高齢者医療保険料の減免（制度新設） P 14：長野県中小企業融資制度資金（制度新設） P 16：新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金（制度新設） P 18：農業制度資金、個人向け緊急小口資金、てんだい倶楽部（新規記載） P 19：相談窓口、新型コロナウイルス拡大防止支援金（新規記載）
令和2年6月8日	第3版発行 P 1：特別定額給付金（5 受付スケジュール 修正） P 6：後期高齢者医療保険料の減免（概要の2、内容訂正） P 7：国民年金保険料の猶予及び減免（制度の名称に猶予を追記） P 7：介護保険料の減免（制度新設） P 16：新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金（受付終了により削除） P 24：市民の方向け相談窓口（総合相談窓口 追加） P 25：事業者向けの主な助成金・給付金の概要（追加）
令和2年7月3日	第4版発行 P 2：飯山市国民健康保険被保険者について連絡先記載 P 6：国民健康保険税の減免 P 8：介護保険料の減免等とし、制度を追加 P 10：ひとり親世帯臨時特別付金（制度新設） P 18：飯山市事業継続支援給付金事業（制度新設） P 22：経営継続補助金（制度新設）

	<p>P 23 : 高収益作物次期作支援交付金 (制度新設)</p> <p>P 24 : 農業労働力確保緊急支援事業 (制度新設)</p> <p>P 25 : ささえあい 飯山プレミアム商品券 (制度新設)</p> <p>P 26 : 長野県一般相談窓口の対応時間変更</p>
令和2年10月1日	<p>P 1 : 特別定額給付金 (申請受付終了)</p> <p>P 2 : 家賃支援給付金 (制度新設)</p> <p>P 5 : 固定資産税の減免を別途記載</p> <p>P 8 : 国民年金保険料の猶予及び減免 (免除期間修正)</p> <p>P 10 : 緊急就労支援事業 (新設)</p> <p>P 19 : 飯山市飲食店等感染防止対策支援補助金 (制度新設)</p> <p>P 21 : 飯山市社会福祉施設等オンライン化促進事業補助金 (制度新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ささえあい 飯山プレミアム商品券 (販売終了のため削除)
令和3年2月24日	<p>P 1 : 持続化給付金 (申請受付終了)</p> <p>P 2 : 家賃支援給付金 (申請受付終了)</p> <p>P 3 : 生活福祉資金貸付制度 (特例貸付) (期限の記載)</p> <p>P 5 : 納税の猶予、換価の猶予 (制度内容修正)</p> <p>P 5 : 固定資産税の減免 (申告期間終了のため削除)</p> <p>P 10 : ひとり親世帯臨時特別付金 (制度内容追加)</p> <p>P 10 : 緊急就労支援事業 (支援内容を記載)</p> <p>P 11 : 学校等休業助成金・支援金 (制度内容修正)</p> <p>P 14 : 住居確保給付金 (支援内容を記載)</p> <p>P 15 : 飯山市制度資金融資 (新型コロナウイルス感染症対策・運転資金) (制度内容修正)</p> <p>P 18 : 飯山市宿泊事業者等事業継続支援特別事業 (申請受付終了)</p> <p>P 18 : 飯山市事業継続支援給付金事業 (申請期限記載)</p> <p>P 19 : 飯山市飲食店等感染防止対策支援補助金 (申請期限記載)</p> <p>P 19 : (再掲) 持続化給付金 (申請受付終了)</p> <p>P 20 : (再掲) 家賃支援給付金 (申請受付終了)</p> <p>P 25 : (再掲) 持続化給付金 (申請受付終了)</p>
令和4年2月 日	<p>P 1 : 特別定額給付金 (受付終了)</p> <p>P 1 : 持続化給付金 (受付終了)</p> <p>P 2 : 家賃支援給付金 (受付終了)</p> <p>P 3 : 生活福祉資金貸付制度 (受付延長、お問い合わせ先変更)</p> <p>P 4 : 公共料金の支払い期間の延長 (水道.下水道使用料分相談窓口受付終了)</p> <p>P 6 : 国民健康保険税の減免 (対象期間延長)</p> <p>P 7 : 後期高齢者医療保険料の減免 (対象期間延長)</p>

P8 : 国民年金保険料の猶予及び減免 (期間延長)

P9 : 飲食店のテイクアウトで「期限付酒類小売業免許」 (受付終了)

P10 : ひとり親世帯臨時特別給付金 (受付終了)

P11 : 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 (制度新設)

P12 : 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (制度新設)

P12 : 学校等休業助成金・支援金 (申請期間延長)

P18 : 新型コロナウイルス拡大防止協力金事業 (制度新設)

P19 : 小規模事業者持続化補助金一般型 (制度新設)

P19 : 小規模事業者持続化補助金 低感染リスク型ビジネス枠 (制度新設)

P20 : 飯山市宿泊事業者等事業継続支援特別事業 (受付終了)

P20 : 飯山市事業継続支援給付金事業 (受付終了)

P21 : 飯山市飲食店等感染防止対策支援補助金 (受付終了)

P21 : 持続化給付金 (受付終了)

P22 : 家賃支援給付金 (受付終了)

P24 : 飯山市社会福祉施設等オンライン化促進事業補助金 (受付終了)

P26 : 県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止支援金 (受付終了)

P26 : 経営継続補助金 (受付終了)

P27 : 持続化給付金 (受付終了)

P28 : 高収益作物次期作支援交付金 (受付終了)

目次

(収入が大きく減ったとき)

●傷病手当金	1
●生活福祉資金貸付制度(特例貸付)	2
●公共料金の支払期限の延長	3
●納税の猶予、換価の猶予	3
●国民健康保険税の減免	4
●後期高齢者医療保険料の減免	5
●国民健康保険一部負担金の猶予及び減免	5
●国民年金保険料の猶予及び減免	6
●介護保険料の減免等	7
●休業手当	7
●緊急就労支援事業	8
●新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	8
●住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	9

(子どもが休校で働けないとき)

●学校等休業助成金・支援金	10
---------------	----

(親の収入が激減し学費や仕送りが不安)

●修学支援新制度	11
●小中学校児童生徒就学援助制度	11

(住宅支援)

●市営住宅への一時入居	12
●市営住宅の家賃減免	12
●住居確保給付金	13

(事業者(中小企業者・小規模事業者)向け支援策)

●【相談窓口】新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口(事業者向け)	14
●【資金繰り支援(飯山市)】飯山市制度資金融資(新型コロナウイルス感染症対策・ 運転資金)	14
●【資金繰り支援(長野県)】経営健全化支援資金(新型コロナウイルス対策)	15
●【資金繰り支援(長野県)】長野県中小企業融資制度資金	15
●【資金繰り支援(日本政策金融公庫)】新型コロナウイルス感染症特別貸付	15
●新型コロナウイルス拡大防止協力金事業	16
●新型コロナウイルス対策マル経融資	16
●【資金繰り支援(商工中金)】危機対応融資	17
●小規模事業者持続化補助金(一般型)	17
●小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)	18

- 【助成金（県社協）】緊急就労支援事業（事業者向け） 18
- 【雇用維持】雇用調整助成金 18

（農業者向け支援策）

- 【資金繰り支援】 農業制度資金 19
- 【労働先のおっせん・紹介】てんだい倶楽部 19
- 【相談窓口】 相談及びおっせん 19
- 【給付金（国）】農業労働力確保緊急支援事業 20

※市民の方向け相談窓口 20

●収入が大きく減ったとき

制度の名称	傷病手当金
支援の種類	給付金
概 要	<p>企業などで働く人が新型コロナウイルスに感染し、療養のため仕事を休み、収入が得られなくなった場合には「傷病手当金」を受け取れます。</p> <p>【4日間以上仕事を休んだときに】 「傷病手当金」は、けがや病気で4日間以上仕事を休み、その間の収入が無くなったり十分な収入が得られなくなったりした場合に公的医療保険から受け取れる手当てです。</p> <p>新型コロナウイルスに感染した場合ももちろん対象となりますが、検査で確認されていなくても感染が疑われる症状があるために自宅で療養したという場合も受け取れます。</p> <p>【支給の対象は】 厚生労働省は新型コロナウイルスの感染拡大を受けた措置として、医療機関を受診できず医師の意見書がない場合でも療養のために働けなかったことを証明する事業主の書類があれば、支給の対象として扱うことにしています。</p> <p>ただし、職場でほかの人が感染したために休業した場合は対象とはなりません。濃厚接触者になった場合も、療養が必要な状態にならなければ対象とはなりません。</p>
お問い合わせ	<p>申請は通常、勤務先を通じて行います。制度や手続きについての詳細は、勤務先や加入している公的健康保険に問い合わせてください。どの公的健康保険に加入しているかはみなさんが持っている保険証に記されています。</p> <p>飯山市国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者の方は下記へお問い合わせください。 ⇒飯山市役所 市民環境課 国保年金係 0269-67-0726 (内線 153、154)</p>

制度の名称	生活福祉資金貸付制度（特例貸付）
支援の種類	貸付
概要	<p>※受付は令和4年3月31日で終了します。</p> <p>新型コロナウイルスの影響で休業を余儀なくされたり、失業に追い込まれたりした事により、<u>生活資金</u>でお悩みの方々に向けて、「生活福祉資金貸付制度」より特例貸付、要件の一部拡大を実施しています。</p> <p>相談・申請は飯山市社会福祉協議会、審査・貸付決定・送金は長野県社会福祉協議会が行います。</p> <p>(1) 緊急小口資金（特例貸付）</p> <p>■対象者 <u>新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</u></p> <p>■貸付上限額 <u>原則 10 万円以内</u> (もしくは 20 万円以内※要件有)</p> <p>■据置期間 ■償還期間 ■貸付利子・保証人 <u>1 年以内</u> <u>2 年以内</u> 無利子・不要</p> <p>(2) 総合支援資金（生活支援費の要件一部拡大）</p> <p>■対象者 <u>新型コロナウイルスの影響を受け、失業等や収入の減少により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</u></p> <p>■貸付上限額 (単身世帯) 月 15 万円以内 (複数世帯) 月 20 万円以内 ※貸付期間：いずれも原則 3 月以内</p> <p>■据置期間 ■償還期間 ■貸付利子・保証人 <u>1 年以内</u> <u>10 年以内</u> 無利子・不要</p> <p>※<u>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則予約による申込みとさせていただきます。また郵送による申し込みも可能です。</u></p> <p>①長野県社会福祉協議会のホームページ「ふれあいネット信州」を検索し、「生活福祉資金特例貸付」のバナーから申込書等をダウンロードし、必要事項の記入、必要書類の用意をする ②申込書等を飯山市社会福祉協議会へ郵送する ③飯山市社会福祉協議会より、電話の連絡が来る ④書類に不備等なければ申込み完了（※この時点で貸付が決定となるわけではありません）</p> <p>※なお、申込書をダウンロードできない等、不明点等は下記までご連絡ください。</p>
お問い合わせ	詳しくは最寄りの下記窓口にお問い合わせください。 ・飯山市社会福祉協議会 0269-62-2840

制度の名称	公共料金の支払い期限の延長
支援の種類	納期延長
概要	<p>新型コロナウイルスの感染拡大の影響で公共料金の支払いが難しくなった場合、支払い期限を延長することもできます。いずれも、申し出が必要です。</p> <p>【電気・ガス料金 1か月延長】 大手電力会社と大手ガス会社は、料金の支払い期限を1か月延長する対応をとっています。</p> <p>また、料金の支払いが遅れた場合にただちに電気やガスが止められることがないよう、政府は柔軟な対応を電気事業者に要請しています。詳しくは、契約している電力会社やガス会社にご確認ください。</p> <p>【電話料金 5月末まで延長】 NTT、KDDI、ソフトバンクの通信大手3社は、2月末以降の支払いとなっている携帯電話や固定電話の料金について、5月末まで支払い期限を延長しています。</p> <p>いずれも対象となるのは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で収入が大きく減った人や、感染が確認されるなどして外出が難しく通常の支払いの手続きができない人などです。</p> <p>各社は、今後の状況を見てさらに期限を延長する可能性もあるとしています。詳しくは契約している通信事業者にご相談ください。</p> <p>【NHK受信料 お近くの窓口にご相談ください】 NHKでは、受信料のお支払いに関するご相談をお受けする窓口を新たに開設しています。期日までに受信料をお支払いいただくことが難しい場合などには、お近くの放送局の窓口や営業センターまでご相談ください。</p> <p>NHKの窓口 長野放送局（営業）長野県全域 026-291-5207</p>
お問い合わせ	上記、各所へ

制度の名称	納税の猶予、換価の猶予
支援の種類	猶予
概要	<p>市税を一時に納付することができない方のために「猶予制度」があります。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件に該当した場合、納付時期を遅らせたり、分割して納付することが認められます。 ・猶予が認められた場合、猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。 ・猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3か月を超える場合は担保が必要となります。 ・どちらの猶予制度も申請が必要です。 <p>詳しい要件や手続きにつきましては、担当課までお問い合わせください。</p>
お問い合わせ	・飯山市役所 税務課収税係 0269-67-0723（内線163、166）

制度の名称	国民健康保険税の減免
支援の種類	猶予・減免
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により次に該当する方は、申請に基づき国民健康保険税の減免が受けられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合・・・ 保険税額の全額を減免 2 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のアからウまでの要件すべてに該当する場合・・・ 対象保険税額の一部を減免。 <p>ア 事業収入等の減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が前年より3割以上であること</p> <p>イ 前年の所得の合計額が1000万円以下であること</p> <p>ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p> <p>収入の減少による保険税の減免額は次の計算式で算出します。 対象保険税額（A×B/C）×減免割合（D）</p> <p>A:世帯の被保険者全員について算定した保険税額 B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額 C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額 D:前年の合計所得金額に応じた減免割合</p> <p>300万円以下の場合：全部(10分の10) 400万円以下の場合：10分の8 550万円以下の場合：10分の6 750万円以下の場合：10分の4 1,000万円以下の場合：10分の2</p> <p>※収入の減少にかかわらず、上記計算式のうち、[B]または[C]の額が0円やマイナスの場合、保険税は減免されません。 ※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部が免除されます</p> <p>○対象となる保険税 令和3年度分の保険税のうち、令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。</p>
お問い合わせ	・飯山市役所 税務課 市民税係 0269-67-0723（内線161・162）

制度の名称	後期高齢者医療保険料の減免
支援の種類	猶予・減免
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方が次に該当する場合に、申請に基づき後期高齢者医療保険料の減免が受けられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合・・・ 保険料額全部 2 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ次のアからウ全てに該当する場合・・・前年の合計所得金額に応じ、対象保険料額の全部（10分の10）、10分の8、10分の6、10分の4、10分の2 の減免割合 <p>ア 事業収入等の減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が前年より3割以上であること</p> <p>イ 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること</p> <p>ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること</p> <p>○対象となる保険料 令和元年度分および令和2年度分の保険料のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。</p> <p>◆令和2年度分の保険料で、令和2年度末までに資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来するもの。</p> <p>◆令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。</p> <p>※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部が免除されます。</p>
お問い合わせ	・飯山市役所 市民環境課 国保年金係 0269-67-0726（内線153）

制度の名称	国民健康保険一部負担金の猶予及び減免
支援の種類	猶予・減免
概要	<p>事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少した場合などに、医療機関の窓口で支払う国民健康保険の一部負担金の猶予や減免が受けられる場合があります。</p> <p>【一部負担金の猶予】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯に入院療養を受ける被保険者がおり、申請時の世帯収入が生活保護基準以下であって、収入状況が回復する見込みがある場合（最長6ヶ月）。 <p>【一部負担金の免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯に入院療養を受ける被保険者がおり、申請時の世帯収入が生活保護基準以下である場合（最長3ヶ月）。
お問い合わせ	・飯山市役所 市民環境課 国保年金係 0269-67-0726（内線153,154）

制度の名称	国民年金保険料の猶予及び減免
支援の種類	猶予・減免
概要	<p>今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や事業の休廃止に至らない場合でも収入が著しく減少した場合などに、本人の申告所得等をベースにした手続によって、国民年金保険料の免除等が受けられる場合があります。(令和2年5月1日受付開始)</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務（業務委託契約等を含む。）が失われるなど収入が減少し、令和2年2月以降の所得等の状況からみて、当年中の所得の見込み等が、国民年金保険料の全額免除、一部免除、納付猶予及び学生納付特例に該当する水準になることが見込まれること。 <p>【免除期間】</p> <p><猶予及び減免></p> <p>令和元年度分（令和2年2月～令和2年6月） 令和2年度分（令和2年7月～令和3年6月） 令和3年度分（令和3年7月～令和4年6月）</p> <p><学生納付特例></p> <p>令和元年度分（令和2年2月～令和2年3月） 令和2年度分（令和2年4月～令和3年3月） 令和3年度分（令和3年4月～令和4年3月）</p>
お問い合わせ	・飯山市役所 市民環境課 国保年金係 0269-67-0726（内線152・153）

制度の名称	介護保険料の減免等
支援の種類	猶予・減免等
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により次に該当する方は、申請に基づき介護保険料の減免が受けられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合・・・ 保険料額全部 2 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のアイ双方に該当する場合・・・前年の合計所得金額に応じ、対象保険料額の全部（10分の10）、または10分の8を減免。 対象保険料額は、所得全体におけるコロナウイルス関連で減収が見込まれる所得の割合で計算します。 ※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部が免除されます <p>ア 事業収入等の減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が前年より3割以上であること イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p> <p>○対象となる保険料 令和3年度分の保険料のうち、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。</p> <p>保険料減免の対象となった方で、下記に該当する方は追加の給付・免除が受けられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在宅福祉利用券（紙おむつ等）の給付対象となっている方…利用券の追加給付を行います。 2 配食サービス（飯山市の行うもの）ご利用の方…利用料を免除します。 3 介護予防教室をご利用の方…負担金を免除します。
お問い合わせ	・飯山市役所 保健福祉課 高齢者介護保険係 0269-67-0727（内線184・185）

制度の名称	休業手当
支援の種類	給付金
概要	<p>会社の都合で休業することになった労働者は、正規、非正規を問わず、「休業手当」を受け取ることができます。</p> <p>労働基準法では、会社の都合で労働者を休業させた場合、会社は、平均賃金の6割以上の「休業手当」を支払わなければならないとされており、厚生労働省は、平均賃金の全額を支払うことが望ましいとしています。</p> <p>新型コロナウイルスの影響で休業させられた場合は、会社の都合での休業にあたるのか？ 厚生労働省は、在宅勤務の検討など休業を避けるための努力を尽くしていないケースでは会社の都合とされ、会社側に「休業手当」の支払い義務が生じることがあるとしています。</p> <p>会社が発熱などの症状がある労働者を一律に休ませる措置をとっている場合なども、会社の判断で休業させたとして支払い義務が生じるということです。</p> <p>また、緊急事態宣言が出ている地域で都道府県知事の要請を受けたために、労働者を休業させる場合でも支払い義務が生じるケースがあるとして、労働局や労働基準監督署に相談してほしいとしています。</p> <p>ただし、厚生労働省は、「休業手当」の支払い義務が生じるかどうかに関係なく、労使がよく話し合って労働者の不利益を避けるように努力することが大切だとしています。</p>
お問い合わせ	「休業手当」が受け取れるかについてはそれぞれの勤務先にご確認ください。

制度の名称	緊急就労支援事業
支援の種類	就労支援
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により失業・減収となった方を対象に、緊急就労支援事業を実施します。 今後の生計維持、またはこれを機に新たな職場を目指すなど、就労にむけた取り組みを支援します。</p> <p>【支援対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等で、生活就労支援センターまいさぼ又は長野県福祉人材センターにおいて本事業への支援登録を行った方</p> <p>【助成金】 支援対象者を時給 900 円以上かつ 2 か月以上の期間で雇用した事業所に対して、雇用開始日から 2 か月までを助成対象期間とし、この期間内の賃金の 2/3 を助成。(上限 192,000 円)</p> <p>【就労の例示】 (例 1) 会社の業績が悪化し解雇となった相談者の異分野(福祉、農業、運送業等)への挑戦。 (例 2) 飲食店を営んでいるが再開の目途が立たない相談者に 2 か月以上の就労先の紹介など。</p> <p>【受付期限】 令和 4 年 3 月 31 日(延長される可能性があります) 受付期限を過ぎても、通常の就職活動支援は継続して行います。</p>
お問い合わせ	飯山市生活就労支援センター まいさぼ飯山(飯山市福祉センター内) 電話 0269-67-0269

制度の名称	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金																
支援の種類	給付金																
概要	<p>社会福祉協議会の実施する総合支援資金の再貸付が終了した世帯などで、一定の条件を満たす世帯を対象に、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します。</p> <p>1 支給対象世帯 社会福祉協議会で行っている緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯が対象です。 ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/8月までに借り終わる世帯 ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯 ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯 ※ 令和 4 年 1 月以降から、緊急小口資金及び総合支援資金(初回)をいずれも借り終えた世帯も対象となります。 ○上記の世帯に該当した上で、下記のすべてを満たすことが必要です。 ・収入月額や資産額が基準額を超えていないこと ・今後の生活の自立に向けて、熱心に求職活動を行うこと 就労による自立が困難と見込まれる場合には生活保護の申請を行うこと</p> <p>2 支給額(月額) 下記の合計額を支給します</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①国</th> <th>②市</th> <th>合計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単身世帯</td> <td>6万円</td> <td>3万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>3人以上世帯</td> <td>10万円</td> <td>5万円</td> <td>15万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 支給期間 申請から 3 か月間</p> <p>4 申請期間 令和 4 年 3 月 31 日まで</p>		①国	②市	合計額	単身世帯	6万円	3万円	9万円	2人世帯	8万円	4万円	12万円	3人以上世帯	10万円	5万円	15万円
	①国	②市	合計額														
単身世帯	6万円	3万円	9万円														
2人世帯	8万円	4万円	12万円														
3人以上世帯	10万円	5万円	15万円														
お問い合わせ	飯山市役所 保健福祉課 社会福祉係 0269-67-0727(内線 172・188)																

制度の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
支援の種類	給付金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給します。</p> <p>1 対象者</p> <p>① 非課税世帯：基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税が非課税である世帯</p> <p>② 家計急変世帯：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯（令和3年1月以降の任意の1カ月の収入が非課税相当の水準に下がった世帯）</p> <p>2 支給額 1世帯あたり 10万円</p> <p>3 案内等について</p> <p>①非課税世帯：該当と思われる世帯へ確認書および支給案内を2月中に送付予定です。中身を確認して返信して下さい。 ※ 令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合、申請書の提出が必要です。</p> <p>②家計急変世帯：申請書の提出が必要になります。まずは2月以降に電話で相談いただくか、社会福祉係の窓口へお越しく下さい。【申請期限：令和4年9月30日】</p>
お問い合わせ	飯山市役所 保健福祉課 社会福祉係 0269-67-0727（内線172・188） 内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター 0120-526-145

●子どもが休校で働けないとき

制度の名称	学校等休業助成金・支援金
支援の種類	
概要	<p>新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休校で、仕事を休まざるを得なくなった保護者ために、休みの間の給与を助成金や支援金で支える制度があります。</p> <p>【雇用されている人は】 小学校や幼稚園、保育所などの臨時休校で子どもの面倒を見るために仕事を休まざるを得なくなった保護者が、年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得した場合、日額 15,000 円を上限に勤務先の会社を助成する厚生労働省の制度があります。</p> <p>制度を利用するには保護者が会社に申し出て、会社側から申請書を出すことになっています。</p> <p>【委託を受けて個人で仕事をする方は】 契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者には、一定の条件を満たした場合、日額 7,500 円の支援金を受けられる制度があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請期間 仕事ができなかった日が令和3年8月1日から令和4年3月31日までの期間分 ⇒ 令和4年3月31日まで 仕事ができなかった日が令和4年1月1日から令和4年3月31日までの期間分 ⇒ 令和4年5月31日まで <p>どちらの制度でも、申請書の提出先は「学校等休業助成金・支援金受付センター」で、配達記録の残る郵送方法で休業日数などを記した必要書類とともに提出します。</p>
お問い合わせ	<p>制度について詳しく確認したい方は土日・祝日を含めて毎日午前9時から午後9時まで、「学校等休業助成金・支援金相談コールセンター」で受け付けています。</p> <p>学校等休業助成金・支援金相談コールセンター 0120-60-3999</p>

●親の収入が激減し学費や仕送りが不安

制度の名称	修学支援新制度
支援の種類	
概要	<p>新型コロナウイルスの感染拡大により、家計が急変した大学生や短大生、それに、高等専門学校などに通う学生には、授業料の減免や、給付型の奨学金が支給される「修学支援新制度」があります。</p> <p>【申請に必要なものは】 家計を支える父母などが、新型コロナウイルスの影響で失職したり、収入が減ったりした場合を想定して、災害時のり災証明書の代わりに、国や自治体を実施する公的支援の受給証明書などが必要です。</p> <p>【申請はいつでも可能】 申請はいつでも可能で、申し込みの案内を学校で受け取り、必要な書類をそろえて提出します。</p> <p>奨学金は、インターネットで申し込むということで、認定されれば、速やかに支給されるということです。</p> <p>このほか、貸与型の奨学金もあります。</p>
お問い合わせ	<p>問い合わせは各学校の奨学金窓口のほか、日本学生支援機構の奨学金相談センターで平日の午前9時から午後8時まで受け付けています。</p> <p>日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301</p>

制度の名称	小中学校児童生徒就学援助制度
支援の種類	給付
概要	<p>新型コロナウイルス感染症対策の営業の自粛等により、家計が急変したご家庭の小中学生のお子さんの就学費用を支援する制度があります。</p> <p>既存の「要保護・準要保護児童生徒就学援助制度」の中で、今回の感染症対策により支援が必要となった保護者の方への対応を予定しています。</p> <p>まずは、市役所子ども育成課へご相談ください</p>
お問い合わせ	飯山市役所 教育委員会事務局 子ども育成課 学校教育係 TEL0269-67-0741

●住宅支援

制度の名称	市営住宅への一時入居
支援の種類	
概要	<p>飯山市に居住している方で、新型コロナウイルスの感染拡大のため、民間賃貸住宅、社員寮及び社宅等から解雇等により退去を余儀なくされた方に、一時的に市営住宅を貸し出すことができます。</p> <p>【対象者】 現在、飯山市内に居住している方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>① 社員寮や社宅など雇用先が賃貸していた住宅から退去を余儀なくされる方 確認書類・・・解雇通知、寮・社宅からの退去通知等</p> <p>② 住居手当等により居住可能だった住居から退去を余儀なくされる方 確認書類・・・解雇通知、給与明細、賃貸住宅の契約書等</p> <p>③ 解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方 確認書類・・・解雇通知、失業等給付の申請書(離職理由等)、賃貸住宅の契約書等</p> <p>【入居期間】 入居許可日から1年間とする</p> <p>【入居家賃】 条例で定める家賃最低額</p> <p>【連帯保証人】 必要としない</p>
お問い合わせ	<p>詳しくは下記までお問い合わせください。</p> <p>飯山市役所 移住定住推進課 住宅係 0269-67-0740(内線 251・252)</p>

制度の名称	市営住宅の家賃減免
支援の種類	
概要	<p>市営住宅にお住まいで、新型コロナウイルスの感染拡大のため、解雇等により家賃負担が厳しくなり、住宅確保給付金の対象にならない方は、家賃の減免ができる場合があります。</p> <p>【対象者】 現在、市営住宅に居住している方で、解雇等により離職したことで現在の家賃を支払い住み続けることが困難になった方 確認書類・・・解雇通知、失業等給付の申請書等(離職理由等)</p> <p>【減免額】 家賃の40%を減額する。ただし、家賃が1万円未満のものは行わない。</p> <p>【減免期間】 許可日の属する月から3ヶ月とする。なお、その間に新たに就職した場合は、以後減免を行わないものとする。その間に就職先が決まらない場合は、以後同様に3ヶ月許可の延長をすることができるが、最長1年間とする。</p>
お問い合わせ	<p>詳しくは下記までお問い合わせください。</p> <p>飯山市役所 移住定住推進課 住宅係 0269-67-0740(内線 251・252)</p>

制度の名称	住居確保給付金
支援の種類	給付
概要	<p>離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として家賃相当分の給付金を支給するとともに、生活就労支援センター（まいさぼ）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。</p> <p>世帯の生計を主に支えていた人が、失業、又は収入が減ったことにより対象となり、給付は、原則3か月間です。なお、状況が変わらない場合は相談支援を受けながら、延長・再延長・再々延長することがあります。</p> <p>就職活動の要件や世帯収入額・預貯金額に一定の基準が設けられていますので、お問い合わせください。</p> <p>申請には、次の書類や資料が必要です。 運転免許証などの本人確認ができる書類 失業中または収入が減ったことが分かる書類の写し 世帯収入や預貯金が確認できる資料など 住宅賃貸契約書など</p>
お問い合わせ	飯山市生活就労支援センター まいさぼ飯山（飯山市福祉センター内） 電話 0269-67-0269

●事業者（中小企業者・小規模事業者）向け支援策

●相談窓口

制度の名称	新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口（事業者向け）
支援の種類	相談窓口
概要	<p>新型コロナウイルスの流行が原因で、経営に影響を受けるか、その恐れのある中小企業・小規模事業者を対象とした「経営相談窓口」を飯山商工会議所と共同設置。</p> <p>1 開設場所 飯山商工会議所内 2 開設期間 令和2年3月5日（木）から（当分の間） 3 相談時間等 月曜日から金曜日（祝日を除く）午前9時から午後5時</p>
お問い合わせ	飯山商工会議所 0269-62-2162 飯山市役所 経済部 商工観光課 0269-67-0731

●資金繰り支援（飯山市）

制度の名称	飯山市制度資金融資（新型コロナウイルス感染症対策・運転資金）
支援の種類	融資（貸付）・利子補給・信用保証料補助
概要	<p>【融資（貸付）対象者】 中小企業者（小規模事業者含む）で次のいずれかに該当する方 ①セーフティーネット保証制度4号または5号に該当する方 ②危機管理保証に該当する方</p> <p>※セーフティーネット保証4号 売上が前年同月比▲20%以上減少、かつ、その後の2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上が前年同期比で20%以上減少が見込まれる場合（全都道府県対象） ※セーフティーネット保証5号 売上が前年同月比▲5%以上減少等の場合（指定業種（547業種）対象） ※危機関連保証 売上が前年同月比▲15%以上減少、かつ、その後の2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上が前年同期比で15%以上減少が見込まれる場合</p> <p>【あっせん期間】 令和2年4月22日～令和4年3月31日】</p> <p>【融資（貸付）限度額】 2,000万円以内</p> <p>【貸付期間】 10年間（うち据置3年または2年以内）</p> <p>【貸付利率及び利子補給】 ①貸付利率：年1.0% ②利子補給率：年1.0% ③利子補給期間：2年間</p> <p>【信用保証料の補助】 補助率：100%</p>
お問い合わせ	飯山商工会議所 0269-62-2162 飯山市役所 経済部 商工観光課 0269-67-0731

●資金繰り支援（長野県）

制度の名称	経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）
支援の種類	融資（貸付）・信用保証料補助
概要	<p>【融資（貸付）対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響で売上高等が前年同月比 15%以上減少した中小企業者等</p> <p>【融資（貸付）限度額】 設備資金：6,000 万円 運転資金：8,000 万円</p> <p>【貸付期間】 設備資金：10 年以内（うち据置 2 年） 運転資金：7 年以内（うち据置 2 年）</p> <p>【貸付利率】 年 0.8%</p> <p>【信用保証料】 セーフティーネット保証、危機関連保証等利用の場合、県及び市の補助により自己負担なし</p>
お問い合わせ	長野県 北信地域振興局 商工観光課 0269-23-0219 飯山商工会議所 0269-62-2162

●資金繰り支援（長野県）

制度の名称	長野県中小企業融資制度資金
支援の種類	融資（貸付）・利子補給
概要	<p>【融資（貸付）限度額】 3,000 万円（設備資金・運転資金の合計額）</p> <p>【貸付金利】 年 1.3% または 年 1.6%（据置期間 5 年以内）</p> <p>【利子補給】 要件を満たした場合は、当初 3 年間利子補給を実施</p>
お問い合わせ	長野県 北信地域振興局 商工観光課 0269-23-0219

●資金繰り支援（日本政策金融公庫）

制度の名称	新型コロナウイルス感染症特別貸付
支援の種類	融資（貸付）
概要	<p>【融資（貸付）対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化をきたし、最近 1 ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5%以上減少した方等。</p> <p>【融資（貸付）限度額（別枠）】 設備資金：中小事業 3 億円・国民事業 6,000 万円 運転資金：中小事業 3 億円・国民事業 6,000 万円</p> <p>【担保】 無担保</p> <p>【貸付期間】 設備資金：20 年以内（うち据置 5 年以内） 運転資金：15 年以内（うち据置 5 年以内）</p> <p>【貸付利率】 ※当初 3 年間は「基準金利-0.9%」4 年目以降は基準金利 中小事業：1.11% → 0.21% 国民事業：1.36% → 0.46%</p> <p>【利下げ限度額】 中小事業：1 億円 国民事業：3,000 万円</p> <p>【利子補給】 「特別利子補給制度」を併用することで実質無利子（3 年間）</p>
お問い合わせ	日本公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

制度の名称	新型コロナウイルス拡大防止協力金事業
支援の種類	協力金
概要	<p>長野県全域にまん延防止等重点措置の適用により発出され営業時間短縮等の要請に応じた事業者 に協力金を交付します。</p> <p>【要請対象者（協力金支給対象者）】①②双方に該当する者 ①飲食店営業または喫茶店営業許可を受ける者 ②「信州の安心なお店」認証店……通常 21 時～翌日午前 5 時の時間帯に夜間営業する店 「 " 」非認証店……通常 20 時～翌日午前 5 時の時間帯に夜間営業する店</p> <p>【要請内容】 令和 4 年 1 月 27 日～2 月 20 日の間において、下記①および②を行うこと ①営業時間の短縮 「信州の安心なお店」認証店……営業時間を 21 時まで短縮（酒を提供しない場合、20 時まで） 「 " 」非認証店……営業時間を 20 時まで短縮 ②同一グループの同一テーブルの会食は 4 人以内とする</p> <p>【協力金支給額】 ・営業時間を 21 時まで短縮し、酒類の提供を行う店舗……2.5 万円~/日×要請対応日数 ・営業時間を 20 時まで短縮し、酒類の提供を行わない店舗……3.0 万円~/日×要請対応日数</p> <p>【申請方法、申請時期、など】 2 月下旬に長野県ホームページにて公表予定</p> <p>【必要書類（予定）】 写真類（店の外観、内観、時間短縮の旨の貼り紙もしくは HP 類画面、通常時の営業時間を表記した看板など）確定申告書(写)、営業許可書(写)、売上高の分かる帳簿、本人確認書類（※個人事業主の場合）、預金通帳(写) など</p>
お問い合わせ	<p><要請内容について> 長野県庁 新型コロナウイルス感染症対策室 026-232-0111（代表） <協力金について> 新型コロナウイルス拡大防止協力金事務局 0265-98-6440</p>

制度の名称	新型コロナウイルス対策マル経融資
支援の種類	融資（貸付）
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、 【融資（貸付）対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近 1 ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5%以上減少し、商工会議所の経営指導員による経営指導を 6 か月以上受けた小規模事業者。 【融資（貸付）限度額（別枠）】 設備・運転資金：1,000 万円 【貸付期間】 設備資金：10 年以内（うち据置 4 年以内） 運転資金：7 年以内（うち据置 3 年以内） 【貸付利率】※当初 3 年間は「基準金利-0.9%」4 年目以降は基準金利 1.21% → 0.31% 【利子補給】 「特別利子補給制度」を併用することで実質無利子（3 年間）</p>
お問い合わせ	飯山商工会議所 0269-62-2162

●資金繰り支援（商工中金）

制度の名称	危機対応融資
支援の種類	融資（貸付）
概要	<p>【融資（貸付）対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化をきたし、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方等。</p> <p>【融資（貸付）限度額】 運転・設備資金：3億円</p> <p>【担保】 無担保</p> <p>【貸付期間】 設備資金：20年以内（うち据置5年以内） 運転資金：15年以内（うち据置5年以内）</p> <p>【貸付利率】※当初3年間は「基準金利-0.9%」4年目以降は基準金利1.11% → 0.21%</p> <p>【利下げ限度額】 1億円</p> <p>【利子補給】 「特別利子補給制度」を併用することで実質無利子（3年間）</p>
お問い合わせ	商工組合中央金庫 相談窓口 0120-542-711

●補助金（国）

制度の名称	小規模事業者持続化補助金（一般型）
支援の種類	補助金
概要	<p>小規模事業者等が経営計画を策定して取組む販路開拓等の取組みを支援</p> <p>【給付対象者】 宿泊業、サービス業、娯楽業、製造業などを行う小規模事業者</p> <p>【補助対象経費】 店舗改修、チラシ作成、広告掲載など</p> <p>【補助率】 2/3（上限50万円） 第7回申請受付中</p>
お問い合わせ	小規模事業者持続化補助金事務局 03-6747-4602（9:30～17:30）

●補助金（国）

制度の名称	小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）
支援の種類	補助金
概要	<p>小規模事業者等がポストコロナ社会に対応したビジネスモデルの転換に資する取組みや感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費）の一部を支援</p> <p>【給付対象者】 宿泊業、サービス業、娯楽業、製造業などを行う小規模事業者</p> <p>【補助対象経費】 対人接触機会の減少を目的としたテイクアウト・デリバリーサービス導入、ECサイト構築、感染防止対策費※（※補助金総額の1/4（最大25万円）を上限に補助対象経費に計上可）</p> <p>【補助率】 1/4（上限100万円）</p> <p>【応募期限】 令和4年3月9日（第6回申請締切）</p>
お問い合わせ	小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）コールセンター 03-6731-9325（9:30～17:30）

●助成金（県社協）

制度の名称	緊急就労支援事業（事業者向け）
支援の種類	助成金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により失業・減収となった方に対する緊急就労支援事業（就労に向けた取り組み）に登録し、失業者等を雇用した事業者に助成金を支給します。</p> <p>【雇用対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等 【雇用期間】 2カ月以上（雇用形態は問わない） 【時給】 900円以上 【助成額】 雇用開始の日から2カ月間の就労に対する賃金の2/3（上限：192,000円）</p>
お問い合わせ	飯山市生活就労支援センター まいさぼ飯山（飯山市福祉センター内） 電話 0269-67-0269

●雇用維持

制度の名称	雇用調整助成金		
支援の種類	助成金		
概要	<p>●業績が悪化した企業が従業員を休ませた際に支給される助成金があります。 企業は、従業員に休業手当（賃金の60%以上）を払う義務がありますが、この分を助成金で補うことで解雇しないように促すものです。</p> <p>雇用調整助成金の拡充</p>		
		通常	4月1日～6月30日 （緊急対応期間）
	助成先	直近3か月の売上げが10%以上低下した企業	直近1か月の売上げが5%以上低下した企業
	対象従業員	雇用保険に6か月以上加入している人のみ	新入社員や短時間労働者を含むすべての従業員
	助成率	中小企業 2/3	中小企業 4/5 （解雇しなければ9/10）
		大企業 1/2	大企業 2/3 （解雇しなければ3/4）
	営業時間短縮	全従業員が一斉に短縮した場合のみ適用	部門や店舗ごとの短縮にも適用
お問い合わせ	<p>長野労働局 026-223-0551 又はハローワーク飯山（飯山公共職業安定所） 0269-62-8609 またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。 0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））</p>		

●農業者向け支援策

●無利子・無保証等

制度の名称	農業制度資金
支援の種類	農林漁業セーフティネット資金（運転資金が必要な方） 農業近代化資金（新しい施設や機械等を購入して経営を改善したい方） スーパーL資金（同上） 経営体育成強化資金（同上） 農林漁業施設資金（同上） 農業経営負担軽減支援資金（負債の償還が困難な方）
概要	新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに支障が生じないよう各機関で必要な支援を行います。
お問い合わせ	お付き合いのある融資機関（JA、信連、銀行、信金、信組） 事業資金相談ダイヤル（株）日本政策金融公庫 0120-154-505（平日9時から17時）

●緊急小口資金 「生活費にお困りの方は、P3の生活福祉資金貸付制度（特例貸付）をご覧ください」

●休業、失業期間中の労働先のあっせん

制度の名称	てんだい倶楽部
支援の種類	手伝いを必要とする農家の紹介、あっせん
概要	てんだい倶楽部に登録いただくと、手伝いが必要とする農家（認定農業者）を紹介します。 期間・条件等は、直接話し合いをして下さい。
お問い合わせ	飯山市農林課 0269-67-0729 受付時間 8:30から17:15（平日のみ）

●農業者 相談窓口（長野県・飯山市）

制度の名称	相談窓口
支援の種類	相談及びあっせん
概要	新型コロナウイルス感染症の拡大により、農産物の消費の低迷など農業経営への影響が懸念されることから、農業者からの農業経営などに関する電話相談 その他、長野県 HP に情報掲載あります。 新型コロナウイルス感染症に伴う農業者の支援策 https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/covid-19taiousaku.html 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に対する支援策の概要～農畜水産業者、食品関連事業者の皆様へ～（PDF：918KB） https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/documents/shiensaku0507-1.pdf 飯山市では、農産物の消費低迷対策として、庁内でのあっせん、他機関へのあっせん依頼等を行います。
お問い合わせ	北信農業農村支援センター 0269-23-0221 受付時間 8:30から17:15（平日のみ） 県庁農政部農業技術課 026-235-7223 受付時間 8:30から17:15（土日祝祭日のみ） 飯山市農林課 0269-67-0729 受付時間 8:30～17:15（平日のみ）

●給付金（国）

制度の名称	農業労働力確保緊急支援事業
支援の種類	交付金 https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/roudouryokukinkyukakuho/roudouryokukinkyukakuho.html
概要	<p>【支援対象】 新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた人材が来られず、農作業に当たって人手不足になった経営体</p> <p>【支援内容】 代替りの人材を雇用等した際の掛かり増し経費を支援</p> <p>交通費 3万円以内/月 宿泊費 6千円以内/泊 保険料 実費 労賃 500円以内/時間（1日10時間以内）</p> <p>【対象期間】 令和2年4月1日から令和4年4月末日</p>
お問い合わせ	全国農業会議所 サポートセンターフリーコール 0120-150-055（平日 午前9時～午後5時） 北信地域振興局農業農村支援センター（県相談機関） 0269-23-0209 JA ながの みゆき営農センター 0269-62-5600

※市民の方向け相談窓口

相談窓口名	組織・団体名	電話番号等	対応時間	主な相談内容等
国の相談窓口				
特別労働相談窓口	長野労働局 雇用環境・均等室	026-223-0551	平日8時 30分 ～午後5 時15分	新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休校等に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度）についての問い合わせ、また、時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の新たな特例についての相談を受け付けます。 ※制度の概要が国より公表されていますが、詳細については今後公表予定です。
	長野労働基準監督署	026-223-6310	平日8時 30分 ～午後5 時15分	コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業、休暇制度に関する労働相談を受け付けます。

	長野労働局 雇用環境・均等室	026-223-0551	平日8時 30分 ～午後5 時15分	
聴覚に障害のある 方・電話による相 談が難しい方向け 相談窓口	厚生労働省	03-3595-2756 (FAX) corona- 2020@mhlw.go.jp (メール)	午前9時 ～午後9 時	聴覚に障害のある方をはじめ、 電話でのご相談が難しい方は左 記FAX・メールアドレスをご利用 いただくか、全日本ろうあ連 盟ホームページをご覧ください。
長野県の相談窓口				
一般の相談窓口	長野県 保健・疾病対策課	026-235-7277 026-235-7278	午前8時 30分～午 後5時15 分（土 日・祝日 含む）	新型コロナウイルス感染症に関 する一般相談を受け付けます。
発熱などの症状が ある方の窓口	長野県北信保健福 祉事務所	0269-62-6104	24時間	新型コロナウイルス感染症に関 する「有症状者相談窓口」を設 置し、相談を受け付けます。
外国人向け相談窓 口	NAGANO多言語 (たげんご) コー ルセンター	0120-691-792	24時間	新型コロナウイルスに関して主 に外国人を対象（17言語対応） に相談を受け付けます。 <相談（そうだん）のしかた> (1) 0120-691-792に電話（で んわ）する。 通訳（つうやく）の会社（かい しゃ）にかかります。24時間 （じかん）17言語（げんご）で 相談（そうだん）できます。 (2) 相談専用（そうだんせんよ う）の電話番号（でんわばんご う）026-235-7277 につないで もらうよう話（はな）す。 (3) 通訳（つうやく）してもら いながら、保健師（ほけんし） などの専門（せんもん）の職員 （しょくいん）に相談（そうだ ん）できます。

聴覚に障害のある方・電話による相談が難しい方向け相談窓口	長野県 保健・疾病対策課	026-403-0320 (FAX)	24時間	聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方は左記FAX番号をご利用ください。
こころの相談窓口	長野県精神保健福祉センター	026-227-1810	平日8時30分～午後5時15分	新型コロナウイルスの問題に起因し、「眠れない」「不安で落ち着かない」など気分のすぐれない方からの心の健康に関する相談を、精神保健福祉センターでお受けしています。 対応に従事する医療関係者など、支援者も含めどなたでも相談できます。
社会福祉施設等・利用者向けの新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口	長野県北信保健福祉事務所福祉課	0269-62-3604	平日8時30分～午後5時15分	新型コロナウイルス感染症に係る事業所の運営に関するご相談等をお受けします。社会福祉施設等を利用されている方やご家族の方も相談できます。
人権相談	長野県人権啓発センター (人権相談専用)	026-274-3232	午前8時30分～午後5時00分 (休館月曜日)	人権に関する相談全般を受け付けます。
	みんなの人権110番 (全国共通)	0570-003-110	平日8時30分～午後5時15分	人権に関する相談全般を受け付けます。
	女性の人権ホットライン (全国共通)	0570-070-810	平日8時30分～午後5時15分	女性の人権に関する相談全般を受け付けます。
	子どもの人権110番 (全国共通)	0120-007-110	平日8時30分～午後5時15分	子どもの人権に関する相談全般を受け付けます。
	外国語人権相談ダイヤル (全国共通)	0570-090-911	平日9時～午後5時	日本語を自由に話すことができない方からの人権相談全般を受け付けます。

飯山市の相談窓口				
飯山市立公立学校に関する相談窓口	飯山市教育委員会 子ども育成課	0269-67-0742	平日8時 30分 ～午後5 時15分	飯山市立小中学校の休校に伴う、児童生徒の心配事等の相談を受け付けます。
区長会及び公民館に関する相談窓口	飯山市役所庶務課 飯山市公民館 地区活性化センター	0269-67-0720 0269-62-3342	平日8時 30分 ～午後5 時15分	新型コロナウイルス感染拡大予防に向け、自治・公民館活動（会議・行事の実施など）の実施方法などについての相談を受け付けます。
飯山市消費生活センター	飯山市役所 市民環境課 （飯山市消費生活センター）	0269-67-0726	平日8時 30分 ～午後5 時	新型コロナウイルス感染に便乗した、悪質商法に関する相談を受け付けます。
納税に関する相談	飯山市役所 税務課	0269-67-0723	平日8時 30分 ～午後5 時15分	営業収入等が減少し、市税・国民健康保険税の納税が出来ない場合の納税相談を受け付けます。
介護保険料に関する相談	飯山市役所 保健福祉課	0269-67-0727	平日8時 30分 ～午後5 時15分	営業収入等が減少し、介護保険料の納付が出来ない場合の納付相談を受け付けます。
後期高齢者医療保険料に関する相談	飯山市役所 市民環境課	0269-67-0726	平日8時 30分 ～午後5 時15分	営業収入等が減少し、後期高齢者医療保険料の納付が出来ない場合の納付相談を受け付けます。
国民年金保険料に関する相談	飯山市役所 市民環境課	0269-67-0726	平日8時 30分 ～午後5 時15分	営業収入等が減少し、国民年金保険料の納付が出来ない場合の納付相談を受け付けます。
上下水道料金に関する相談	飯山市役所 上下水道課	0269-67-0739	平日8時 30分 ～午後5 時15分	営業収入等が減少し、水道料金、下水道使用料の納付が困難な場合の納付相談を受け付けます。
総合相談窓口	飯山市役所 保健福祉課	0269-67-0727	平日8時 30分 ～午後5 時15分	新型コロナウイルス感染症に関して、生活全般の困りごとに対し相談を受け付けます。